

タムス訪問看護ステーション江戸川 重要事項説明書

当事業所は介護保険の許可を受けています。
(事業者番号：東京都許可第1362390187号)

当事業所は、利用者に対して訪問看護サービスを提供します。当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次のとおり説明致します。

医療法人社団 城東桐和会

1. 事業所経営法人

- (1) 法人名 医療法人社団 城東桐和会
(2) 法人所在地 東京都葛飾区新小岩 2-1-1
リーフコンフォート新小岩 3 階
(3) 電話番号 03-5666-1334
(4) 代表者氏名 理事長 岡本 和久
(5) 設立年月 平成18年8月16日

2. ご利用事業所の概要

- (1) 事業の種類 訪問看護
平成26年8月1日許可（東京都第1362390187号）
(2) 事業の目的 当事業所は、利用者に対し、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者がその有する能力 に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として、訪問看護サービスを提供します。
(3) 事業所名称 タムス訪問看護ステーション江戸川
(4) 所在地 東京都江戸川区東篠崎 1-11-1
(5) 電話番号 03-6231-8471
(6) FAX 番号 03-6231-8472
(7) 管理者 吉原 菜々子
(8) 運営の方針 当事業所では、訪問看護計画に基づいて、必要な訪問看護を行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

3. 営業日及び営業時間

- (1) 毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日（12月31日から1月3日までを除く）とする。
ただし、土曜日は特別指示書による訪問に限り対応とする。
(2) 営業日の午前8時30分から午後5時00分までを営業時間とする。

4. 職員の配置状況

- (1) 主な職員の配置状況（※職員の配置については、指定基準を満たしています。）

職 種	員 数（R7.2月現在）
管理者	1人（1人）
看護職員	2.5人以上（3人）
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	必要に応じて配置（1人）

- (2) 勤務体制

日 勤 ： 8：30～17：00

- (3) 従業者の職務内容

- ①管理者は、訪問看護事業に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
②看護職員は、訪問看護計画に基づき医療処置、投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行う。
③理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、在宅におけるリハビリテーションを行う。

5. 当事業所が提供するサービス

当事業所のサービスは、主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成し、その訪問看護計画に基づいた訪問看護を提供します。

通常のサービス提供エリアは下記の江戸川区・市川市（当事業所から半径5km圏内）とします。

※下記以外のエリアの方はご相談ください。

【江戸川区】一之江1～8丁目、一之江町、下篠崎町、興宮町、江戸川1～6丁目、鹿骨1～6丁目、鹿骨町、篠崎町1～8丁目、春江町1～5丁目、小松川1～4丁目、松江1～7丁目、松島1～3丁目、松本1～2丁目、上一色1～3丁目、上篠崎1～4丁目、新堀1～2丁目、瑞江1～4丁目、西一之江1～4丁目、西篠崎1～2丁目、西小岩1丁目、西小松川町、西瑞江3～5丁目、船堀1～7丁目、大杉1～5丁目、谷河内1～2丁目、中央1～4丁目、中葛西1～2丁目、東葛西1～3丁目、東篠崎1～2丁目、東小岩1～6丁目、東小松川1～4丁目、東松本1～2丁目、東瑞江1～3丁目、南篠崎町1～5丁目、南小岩1～8丁目、二之江町、平井1～7丁目、北篠崎1～2丁目、北小岩1～5丁目、本一色1～3丁目

【市川市】伊勢宿、稻荷木1～3丁目、塩焼1丁目、押切、下新宿、河原、関ヶ島、鬼越1～2丁目、欠真間1～2丁目、原木1～3丁目、幸1～2丁目、行徳駅前1～4丁目、香取1～2丁目、高石神、高谷1～3丁目、市川南1～2・4丁目、新田1～5丁目、菅野1～2丁目、大洲1～4丁目、大和田1～5丁目、田尻1～4丁目、東大和田1～2丁目、南八幡1～5丁目、日之出、入船、八幡1～5丁目、富浜1～2丁目、福栄1～2丁目、平田1・4丁目、宝1～2丁目、北方1丁目、本塩、本行徳、末広1～2丁目、湊、湊新田1～2丁目、妙典1～6丁目、

6. サービス提供における事業者の責務

当事業所は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命・身体・財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させます。又、請求に応じて自費にて複写物を交付します。
- ③利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、医師、代理人、介護支援専門員等と話し合い、記録を記載するなど適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ④事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又は代理人に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関に利用者の心身等の情報を提供します。又、利用者の円滑な対処のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて利用者の同意を得ます。

7. サービス利用料金

利用者負担の額を以下のとおりとします。

- (1) 保険給付の自己負担額及びその他費用について、別に定める料金表によりお支払い頂きます。
- (2) 利用料金のお支払方法

前記(1)及び(2)の料金を月末締めで算定し、翌月15日までにご請求額について「ご請求書」を送付致します。請求月の26日（休日の場合、翌営業日）に自動引き落としをさせていただきます。1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、ご利用日数に基づいて計算した金額とします。ただし、自動引き落とし手続き期間中は、26日までに以下の指定口座にお振込ください。

指定口座 ： 指定口座 ： みずほ銀行 平井支店 普通 2506709

8. サービスを終了して頂く場合（契約の終了について）

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていませんが、以下のような事項に該当する

に至った場合には、当事業所との契約を解約・解除しサービスを終了して頂くことになります。

- ①事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により訪問看護を閉鎖した場合
- ②事業所の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービス提供が不可能になった場合
- ③当事業所が介護保険の許可を取り消された場合又は許可を辞退した場合
- ④利用者からサービス終了の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）
- ⑤事業者からサービス終了の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください）

(1) 利用者からのサービス終了の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間中であっても、利用者から当事業所へ中途解約・契約解除を申し出ることができます。その場合には、希望する7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除しサービスを終了することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者が入院された場合
- ③事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問看護サービスを実施しない場合
- ④事業者若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者若しくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により解約して頂く場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当事業所からの申し出により契約を解約・解除し、サービスを終了する場合があります。

- ①利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者によるサービス利用料金のお支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者若しくはサービス従事者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④利用者が病院又は診療所に入院すると見込まれる場合若しくは入院した場合
- ⑤利用者が介護保険施設等に入所した場合

9. 代理人

契約に基づく利用者の事業者に対する利用料などの経済的な債務につき、利用者と連帯して一切の責任を負います。

事業者は、利用者が入院を必要とする場合並びに本契約が終了した場合、代理人にその旨連絡するものとします。

10. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

苦情受付担当者：看護職員

苦情解決責任者：管理者

○受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日、12月31日～1月3日を除く）

午前9時から午後5時（電話：03-6231-8471）

(2) 第三者委員 石田 律子（電話：070-6938-0933）

(3) その他

当事業所以外にも区役所、国民健康保険団体連合会等でも苦情相談を受け付けています。

○市区町村：江戸川区介護保険課 03-5662-0032

○国保連：東京都国民健康保険団体連合会介護相談指導課 03-6238-0177

：千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課 苦情処理係

043-254-7428（24時間受付、平日の8:30-17:30以外は留守電対応）

11. 秘密の保持及び個人情報の保護

当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者及び家族（代理人）に関する個人情報の利用目的を重要事項説明書のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護および医療関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- （１）サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - （２）居宅介護支援事業所、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）等との連携
 - （３）利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - （４）利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - （５）都福祉保健局、保健所、介護保険課への情報提供
 - （６）生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

12. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

13. 事故発生時の対応

利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の代理人、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対し事業者の過失により生じた損害について、誠心誠意対応するとともに、その損害を補償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。事業者に対し利用者の過失により生じた損害については実費を請求いたします。

上記苦情の内容等について記録し、その完結の日から２年間保存します。

14. 社会情勢及び天災

- （１）社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
- （２）社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとします。

15. 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または代理人から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。